

日メキシコ経済連携協定(日メキシコEPA税率としてMFN税率(注1)を適用する品目)(2024年4月現在)

1605.54-100

(注1)「MFN税率(実行最恵国税率)」は、実行のWTO税率若しくは国定税率(基本税率又は暫定税率)を指す。

(※)日メキシコEPA第5条第6項に基づき、MFN税率が同EPA附属書一の日本国の表に基づく税率より低い場合には、その低いMFN税率を日メキシコEPA税率として適用する。